



平成 25 年 4 月 25 日

各 位

会 社 名 **アンリツ株式会社**
 代表者名 代表取締役社長 橋本 裕一
 (コード番号 6754 東証第一部)
 問合せ先 執行役員 (広報分担) 川辺 哲雄
 (TEL 046-296-6507)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を平成 25 年 6 月 26 日開催予定の第 87 期定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 定款変更の目的

- (1) コーポレート・ガバナンスの改革として、取締役の事業年度ごとの経営責任をより一層明確にし、経営環境の変化に柔軟かつ迅速に対応できる経営体制を構築するため、取締役の任期を 2 年から 1 年に短縮いたしたく、現行定款第 21 条に所要の変更を行うものであります。
- (2) 役付取締役及び重要な使用人について、当社の現状の体制に合わせるための見直しを行うとともに、役付取締役の見直しに伴い、取締役会の招集権者及び議長を機動的に定めることが可能となるよう、現行定款第 22 条、第 24 条及び第 28 条に所要の変更を行うものであります。

2. 定款変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分)

現行定款	変更案
<p>第 4 章 取締役及び取締役会 (取締役の任期) 第 21 条 取締役の任期は、選任後 <u>2</u> 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>(代表取締役及び役付取締役) 第 22 条 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。 ② 取締役会は、その決議によって <u>取締役会議長 1 名、社長 1 名</u> を定めることができる。</p> <p>第 23 条 (省略)</p> <p>(取締役会の招集権者及び議長) 第 24 条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、<u>取締役会議長がこれを招集し、議長となる。</u> ② <u>取締役会議長に欠員又は事故があるときは、あらかじめ取締役会の定めた順序により他の取締役がこれに当たる。</u></p> <p>第 25 条～第 27 条 (省略)</p> <p>(執行役員、相談役及び顧問) 第 28 条 取締役会の決議により当会社に執行役員、<u>相談役及び顧問</u>を置くことができる。</p>	<p>第 4 章 取締役及び取締役会 (取締役の任期) 第 21 条 取締役の任期は、選任後 <u>1</u> 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>(代表取締役及び役付取締役) 第 22 条 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。 ② 取締役会は、その決議によって、<u>取締役のうち、社長 1 名その他取締役会が必要と認める役付取締役</u> を定めることができる。</p> <p>第 23 条 (現行どおり)</p> <p>(取締役会の招集権者及び議長) 第 24 条 取締役会の招集権者及び議長は、法令に別段の定めがある場合を除き、<u>取締役会の定めるところによる。</u></p> <p>(削除)</p> <p>第 25 条～第 27 条 (現行どおり)</p> <p>(執行役員) 第 28 条 取締役会の決議により当会社に執行役員を置くことができる。</p>

3. 日程

定款変更のための株主総会開催予定日
 定款変更の効力発生日

平成 25 年 6 月 26 日 (水曜日)
 平成 25 年 6 月 26 日 (水曜日)

以 上